

FEB. 2024

重要事項說明書

莊園保育所

荘園保育所 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始にあたり、本所が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	特定非営利活動法人キッズ園
所 在 地	池田市荘園1丁目12番6号
電 話 番 号	072-761-5353
代表者氏名	代表理事 中野早苗

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	荘園保育所
施設の所在地	池田市荘園1丁目12番6号
連 絡 先	電話番号 072-761-5353 FAX 072-735-7008
管 理 者	園長 中野早苗
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	満3歳以上の児童 33人 満1歳以上満3歳未満の児童 22人 満1歳未満の児童 3人
開設年月日	令和2年4月1日
事業者番号	2720404000029

3 サービスの目的・運営方針

荘園保育所（以下「本所」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 本所は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 本所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 本所は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

FEB. 2024

4 本所における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	326.97 m ²
	園庭	33.53 m ²
園舎	構造	鉄骨造
	延べ面積	341.60 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	1室	
保育室	4室	1組(満2歳児クラス), 1組(満3歳児クラス), 1組(満4歳児クラス), 1組(満5歳児クラス)について各1室
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	
幼児用トイレ	4室	
調乳室	1室	

5 職員の設置状況

職種	員数	備考
園長	1名	
主任保育士	1名	
保育士	10名	別途、子育て支援員3名・保育補助員5名
栄養士	1名	
調理員	2名	

本所では、「池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年池田市条例第21号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。園児の数によっては各職種の員数が変わることがあります。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)
主任保育士	正規の勤務時間帯(9:00~18:00)
保育士	正規の勤務時間帯(7:00~20:00)
栄養士	正規の勤務時間帯(7:30~16:30)
調理員	正規の勤務時間帯(7:30~16:30)

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、本所との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、20時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、本所との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から9時まで又は17時から20時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

8 提供する保育等の内容

本所は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
3歳児	9時30分頃	12時頃	15時頃	
4歳児	9時30分頃	12時頃	15時頃	
5歳児	9時30分頃	12時頃	15時頃	

- ※ 献立表は毎月別途お知らせします。
- ※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。
- ※ 行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

教育・保育給付認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

本所は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める保育要件に該当しなくなったとき
- (3) 市外に転出するとき
- (4) 長期欠席するとき
- (5) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

本所は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科（小児科）

医療機関の名称	すくすくクリニック
医院長名	松本英樹
所在地	池田市石橋2丁目4-3 IMDビル2階（〒563-0032）
電話番号	072-763-0707

(2) 歯科

医療機関の名称	近藤歯科医院
医 院 長 名	近藤 正
所 在 地	池田市鉢塚3丁目10-13
電 話 番 号	072-761-8586

1.2 緊急時の対応

お預かりしている入所児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者に連絡しますので、速やかにお迎えをお願い致します。

1.3 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める，消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有
	・非常用電源	有	・スプリンクラー	無
	・その他，カーテン，敷物，建具等の防災処理			有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は，毎月1回以上実施します。			

1.4 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回、職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

1.5 要望・苦情等に関する相談窓口

本所では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

本所 ご利用相談窓口	・窓口担当者	中野早苗，宮田由美子
	・ご利用時間	8：30～ 18：30
本所 ご利用相談窓口	・電話番号	072-761-5353
	F A X	072-735-7008
	担当者が不在の場合，本所職員までお申し出ください。	
第三者委員	村上アンド リュース	電話番号 072-762-0362
		役職・肩書 大阪大学准教授 (言語文化研究科)

※当所では、上記の他にネットご意見箱を設置、当園への要望・苦情等に
対処しています。

1 6 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

本所では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	傷害保険・賠償保険
保険の内容	保育中の怪我・死亡
保険金額	1人あたり1億円

1 7 本所における個人情報保護の取組について

園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

- (1) 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- (2) 他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- (3) 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
保護者会費	年間を通して行う各イベント	月額 500 円
2号認定子どもに係る給食費(主食費及び副食費)	施設型給付費には含まれていないため、個人負担とするもの。	月額 6,000 円 うち主食費 1,500 円 副食費 4,500 円
教材費・用品代 (詳細は下記の通り)	お道具箱一式・帽子等購入費	年額 1,000 円～8,000 円 (年齢等により異なります)

※2号認定子どもに係る給食費は、施設の開園日で数えて15日以上連続して欠席する場合、事前の届出により日割によって減免することができる。

<お道具箱内容>

出席シールノート、クレヨン、はさみ、のり、粘土、粘土ケース、粘土ヘラ、自由画帳、ワークブック (※年齢や必要・不必要により異なります)

<教材費・用品代の歳児別金額> (※年齢や必要・不必要により異なります)

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1000円～ 2000円/年	2500円～ 3000円/年	3000円～ 5000円/年	3000円～ 5000円/年	3000円～ 8000円/年	3000円～ 8000円/年

2 時間外保育に係る利用者負担

	利用時間帯	利用料
保育標準時間	18:01～19:00	400円/30分
	19:01～20:00	800円/30分
保育短時間	7:00～8:59	400円/30分
	17:01～19:00	400円/30分
	19:01～20:00	800円/30分

※本所は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証等を交付する。

重要事項説明及び個人情報の使用についての同意書

当所における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項及び個人情報使用の説明を行いました。

施設名 荘園保育所
説明者 園長 中野早苗

私は、本書面に基づいて荘園保育所の利用にあたっての重要事項及び個人情報の使用の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所 _____

保護者氏名 _____ 印

児 童 名 _____

児童との続柄 _____